

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の御案内

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度とは

母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さん並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

貸付けを申請できる方は

- 1 母子家庭の母及び父子家庭の父（原則として生計中心者）
20歳未満の子を扶養している方で、次のいずれかに該当する方
 - (1) 配偶者が死亡又は配偶者と離婚し、現に結婚していない方
 - (2) 配偶者の生死が不明又は配偶者から遺棄※されている方
※遺棄の状態が1年以上継続すると認められる場合に限りです。
 - (3) 配偶者が外国にいるため、その扶養を受けることができない方
 - (4) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって働けない方
 - (5) 配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
 - (6) 婚姻によらないで母又は父となり、現に結婚していない方
- 2 父母のない、20歳未満の子
- 3 寡婦（現在子を扶養していない場合、所得制限があります。）
かつて母子家庭の母であった方で、現在も上記1（1）～（6）のいずれかに該当する方
- 4 離婚等で配偶者のいない40歳以上の女性であって、1又は3以外の方
（現在子を扶養していない場合、所得制限があります。）
- 5 1及び3に該当する方の子（修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金のみ）



所得制限について

- 3又は4に該当し、現在子を扶養していない方
……前年の所得額（1月1日から5月31日までに申請する場合は前々年の所得額）が、2,036,000円以下の方が対象です。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度一覽

令和5年4月1日から適用

資金の内容		貸付限度額 円	貸付期間	据置期間	償還期間	利率/年
就学支度	子の入学、又は修業施設への入所に必要な入学金、被服等を購入するための費用等 (入学する月の末日まで申請可能) (大学等及び大学院は受験料、被服費等を含む)	小学校(所得税が非課税の方) 64,300 中学校(所得税が非課税の方) 81,000 国公立高等学校等 150,000 私立高等学校等 410,000 国公立大学、短期大学、専修学校(専門課程) 410,000 私立大学、短期大学、専修学校(専門課程) 580,000 国公立大学院 380,000 私立大学院 590,000	—	卒業後 6か月	5年以内 ☆	無利子
		修業施設 272,000			5年以内	
修学	子が高等学校、大学等で学ぶための授業料、書籍代等	・前年所得が682万円以下の方 次頁の別表1 ・前年所得が682万円を超える方 次頁の別表2	修学期間中	卒業後 6か月	別表のとおり ☆	
修業	子が起業又は就職するのに必要な知識等を習得するための資金	・月額 68,000 ・高校在学中に就職のため、自動車運転免許を取得することが必要である場合 460,000	知識等習得期間中 5年以内	知識技能習得後 1年	6年以内 ☆	
就職支度	母、父、寡婦又は20歳未満の子の就職に際して必要な被服等を購入するための資金	・通常の場合 105,000 ・自動車を購入する場合 ※340,000 ※340,000=通常分105,000+自動車購入分235,000	—	1年	6年以内	
技能習得	母、父又は寡婦が自ら事業を開始、又は就職するために必要な知識・技能を習得するための資金	・月額(特別分) 68,000 ・自動車運転免許を取得する場合 460,000	知識技能習得期間中 5年以内	知識技能習得後 1年	10年以内 ☆	
医療介護	(医療分) 母、父、寡婦又は20歳未満の子に係る医療費の自己負担分、通院に要する交通費等、ただし治療期間1年以内 (介護分) 母、父、寡婦又は20歳未満の子が介護を受けるのに必要な資金。ただし、介護期間1年以内	(医療分) ・通常の場合 340,000 ・所得税が非課税である場合 480,000 (介護分) 500,000	—	医療又は介護を受ける期間後 6か月	5年以内	
生活	次の期間の生活を維持するのに必要な資金 ①母、父又は寡婦が技能習得している間 ②母、父又は寡婦が医療又は介護を受けている間 ③母、父又は寡婦が失業中で離職してから1年未満 ④母が母子家庭又は父が父子家庭になり7年未満 ⑤児童扶養手当等を受給しておらず、所得要件を満たす母又は父で貸付を受けようとしたときから1年以内	技能習得分(①) 月額 141,000 技能習得分以外(②③④) 月額 108,000	①技能習得期間中 5年以内 ②医療介護を受けている期間中 1年以内	習得期間満了後6か月 医療又は介護を受ける期間満了後6か月	10年以内 ☆	無利子 または 1%※
		・生計中心者でない場合の母子又は父子 月額 72,000 ・現に扶養する子のない寡婦等 月額 72,000			③失業した日から1年以内	
		*④の場合のみ (母子家庭又は父子家庭になって7年未満) 総額 2,592,000 養育費取得の裁判費用の場合は一括貸付可能 (12月分相当額) 1,296,000	④母子家庭又は父子家庭となって7年になるまで	貸付期間満了後6か月	8年以内	
			⑤原則3か月 最長1年	10年以内		
		児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内(⑤)				
転宅	母、父又は寡婦が住宅の移転に際して必要な敷金、運送費等の資金	260,000	—	6か月	3年以内	
住宅	母、父又は寡婦が住宅を建設、購入、保全、改築、増築するのに必要な資金	・通常の場合 1,500,000 ・災害等により住宅が全壊した場合等 2,000,000	—	6か月	6年以内	
事業開始	母、父又は寡婦が事業を開始するのに必要な設計費及び什器・機械等を購入するための資金	3,260,000 ・母子、父子福祉団体 4,890,000	—	1年	7年以内	
事業継続	母、父又は寡婦が現在営んでいる事業に必要な商品・材料等を購入するなど、事業を継続するために必要な資金	1,630,000	—	6か月	7年以内	
結婚	子の結婚に必要な資金	310,000	—	6か月	5年以内	

※無利子または1.0%…連帯保証人を立てる場合無利子、立てない場合は年率1.0%の利子が付きます。

☆の資金については、償還時の状況によっては、償還期間を延長することができます。支払猶予制度もあります。

修学資金貸付限度額（月額）

※対象は学校教育法に規定する学校に限ります。

(別表1) 前年所得が682万円（収入目安900万円）以下の方

令和5年4月1日から適用

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年	償還期間
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学の時	27,000円	27,000円	27,000円			原則として 貸付期間の 2倍
		自宅外通学の時	34,500円	34,500円	34,500円			
	私立	自宅通学の時	45,000円	45,000円	45,000円			
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円			
高等専門学校	国公立	自宅通学の時	31,500円	31,500円	31,500円	67,500円	67,500円	原則として 貸付期間の 3倍
		自宅外通学の時	33,750円	33,750円	33,750円	76,500円	76,500円	
	私立	自宅通学の時	48,000円	48,000円	48,000円	98,500円	98,500円	
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円	115,000円	115,000円	
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円				原則として 貸付期間の 3倍
		自宅外通学の時	78,000円	78,000円				
	私立	自宅通学の時	89,000円	89,000円				
		自宅外通学の時	126,500円	126,500円				
短期大学	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円				原則として 貸付期間の 3倍
		自宅外通学の時	96,500円	96,500円				
	私立	自宅通学の時	93,500円	93,500円				
		自宅外通学の時	131,000円	131,000円				
大学	国公立	自宅通学の時	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円		原則として 貸付期間の 2.5倍
		自宅外通学の時	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円		
	私立	自宅通学の時	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円		
		自宅外通学の時	146,000円	146,000円	146,000円	146,000円		
大学院	修士課程	132,000円	132,000円				20年以内	
	博士課程	183,000円	183,000円	183,000円				
専修学校(一般課程)			52,500円	52,500円				原則として貸付期間の2倍

(別表2) 前年所得が682万円（収入目安900万円）を超える方

令和5年4月1日から適用

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年	償還期間
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学の時	27,000円	27,000円	27,000円			原則として 貸付期間の 2倍
		自宅外通学の時	34,500円	34,500円	34,500円			
	私立	自宅通学の時	45,000円	45,000円	45,000円			
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円			
高等専門学校	国公立	自宅通学の時	31,500円	31,500円	31,500円	67,500円	67,500円	原則として 貸付期間の 3倍
		自宅外通学の時	33,750円	33,750円	33,750円	76,500円	76,500円	
	私立	自宅通学の時	48,000円	48,000円	48,000円	89,000円	89,000円	
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円	102,500円	102,500円	
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円				原則として 貸付期間の 3倍
		自宅外通学の時	77,500円	77,500円				
	私立	自宅通学の時	84,500円	84,500円				
		自宅外通学の時	108,500円	108,500円				
短期大学	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円				原則として 貸付期間の 3倍
		自宅外通学の時	86,500円	86,500円				
	私立	自宅通学の時	86,500円	86,500円				
		自宅外通学の時	110,500円	110,500円				
大学	国公立	自宅通学の時	69,500円	69,500円	69,500円	69,500円		原則として 貸付期間の 2.5倍
		自宅外通学の時	92,500円	92,500円	92,500円	92,500円		
	私立	自宅通学の時	95,000円	95,000円	95,000円	95,000円		
		自宅外通学の時	121,000円	121,000円	121,000円	121,000円		
大学院	修士課程	132,000円	132,000円				20年以内	
	博士課程	183,000円	183,000円	183,000円				
専修学校(一般課程)			52,500円	52,500円				原則として貸付期間の2倍

貸付けの申請に当たって

- 1 事前にひとり親家庭就業・自立支援センターにご相談ください。なお、貸付には一定の要件があります。また、申請から資金の交付まで1～2か月程度かかります。
- 2 申請の際、以下の書類が必要です。
 - (1) 申請書
 - (2) 戸籍謄本（住民票の提出が必要な場合もあります。）
 - (3) 所得証明書及び住民税納税証明書（省略できる場合があります）、その他子育て支援課が必要と認める書類
 - (4) 連帯保証人を立てる場合、連帯保証人の所得証明書
 - (5) 申請者のマイナンバーカード又は個人番号通知カード及び本人確認書類（運転免許証等）
 - (6) その他資金の種類により、入学許可証の写し、事業計画書、収支計画書等
- 3 就学支度金、修学資金、修業資金及び就職支度資金を借りる場合は、お子さんが連帯借受者（申請者と同様に借受者となり、返済義務を負う者）となります。お子さん本人が借りる場合※は、母または父を連帯保証人としてします。

※18歳未満の子の場合は、法定代理人の同意が必要です。また、小学校・中学校の就学支度資金はお子さん本人が借受者となることはできません。
- 4 3で掲げた資金の貸付金の利子は、無利子です。また、3で掲げた資金を除く貸付金の利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後の利率は年1%とします。
- 5 市で、生活状況や返済能力等を調査・審査の上、貸付けを決定します。不承認となることもありますので、あらかじめ御了承ください。

また、貸付額は、必要経費及び貸付限度額の範囲内で償還可能な額となります。
- 6 日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている場合は、その貸与月額と母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸付けを申請することができます。
- 7 修学資金又は就学支度資金を利用している人が、高等教育の修学支援新制度の支援を受けることになったときは、支援額に相当する額を償還していただく場合があります。

貸付金の交付と償還

- 1 貸付けが決定したら、速やかに借用書を提出していただきます。

なお、貸付金の交付は、借用書受理後となります。また、修学資金などの月額表示の資金は年複数回に分けて交付することになります。
- 2 貸付後、必要に応じて就学状況（在学確認等）、事業状況等の調査を行います。
- 3 償還金（返済金）は、据置期間終了後、①月賦 ②半年賦 ③年賦 いずれかの方法で、金融機関に納入していただきます。

納入方法は、原則として、御指定いただく預金口座からの自動振替とさせていただきます。

なお、償還金（返済金）は、納期限を過ぎますと、年3%の割合で違約金が加算されます。（平成27年3月31日までは年10.75%、令和2年3月31日までは年5%）

問合わせ・相談窓口		TEL	FAX
ひとり親家庭就業・自立支援センター (さいたま市役所子育て支援課内)	浦和区常盤6-4-4	829-1948	829-1960

※ひとり親家庭就業・自立支援センターには母子・父子自立支援員及びひとり親家庭就業・生活相談員がおり、母子・父子・寡婦福祉資金に関することをはじめ、ひとり親家庭等の各種生活相談に応じています。まずはお電話でご相談ください。

受付		TEL	FAX
西区役所支援課	西区西大宮3-4-2	620-2661	620-2766
北区役所支援課	北区宮原町1-852-1	669-6061	669-6166
大宮区役所支援課	大宮区吉敷町1-124-1	646-3061	646-3166
見沼区役所支援課	見沼区堀崎町12-36	681-6061	681-6166
中央区役所支援課	中央区下落合5-7-10	840-6061	840-6166
桜区役所支援課	桜区道場4-3-1	856-6171	856-6276
浦和区役所支援課	浦和区常盤6-4-4	829-6139	829-6239
南区役所支援課	南区別所7-20-1	844-7171	844-7276
緑区役所支援課	緑区大字中尾975-1	712-1171	712-1276
岩槻区役所支援課	岩槻区本町3-2-5	790-0162	790-0266